

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年5月18日（平成28年（行情）諮問第378号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第326号）

事件名：「特定刑事施設職員職務執行規程の制定について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定刑事施設職員職務執行規程の制定について（特定刑事施設 特定年月日付け達示第20号）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月2日付け福管発第50号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件開示請求の理由は、特定刑事施設への不当な攻撃や行刑運営を妨害する等の不正な意図ではなく、憲法32条裁判を受ける権利で保障される「裁判権」に伴い証拠書類取得の為であり、福岡矯正管区が不開示とした理由は単なる邪推であり、一部を不開示とした行政文書開示決定は不当である。

（本件開示請求で請求した行政文書は、「特定刑事施設職員職務執行規程の制定について」である。）

私は、特定刑事施設の職員が職務規程に違反して、不当・違法な行為を行ったことにより精神的苦痛を受けた為、特定地裁特定支部に損害賠償請求の民事訴訟を提起します。これに伴い、訴状とともに、不当・違法な行為がどのような職務規程に違反した分を疎明する為に本件開示請求を行っていますので何卒、公正・誠実な裁決をお願い致します。）

裁判所に提出する為に行政文書を取得するのです！

本件開示請求は正当な理由があるのです！

（2）意見書

本件行政文書開示請求は、憲法32条により保障された「裁判を受ける権利」を行使する為に、訴訟準備として行ったものであり、刑事施設への違法な攻撃や、管理体制の裏をかき、不当・違法行為を企図する等の不正な目的で行ったものではなく、一部を不開示とした福岡矯正管区長・特定個人（当時）の本件決定は不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求は、「特定刑事施設職員職務執行規程の制定について」（特定刑事施設 特定年月日付け達示第20号）の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件決定に係る不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として、本件決定の取消しを求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書では、特定刑事施設における装備品の点検者、警備用具等の管理者、被収容者の身体、着衣等、居室及び工場の検査を実施する際の具体的な実施方法及び観点並びに逃走事案発生時の具体的な勤務要領等について不開示とされている。

刑事施設では、業務の性格から、被収容者の逃走又は自殺の危険性が常に存在し、また、刑事施設を攻撃し、被収容者の身柄の奪取や逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものである。そして、このような事態の発生は、社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起すのみならず、刑の執行等に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、以下それぞれについて不開示情報該当性を検討する。

(1) 装備品の点検者及び警備用具等の管理者について

標記部分が開示された場合、逃走、内外部からの攻撃、被収容者の身柄の奪取その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、他の開示請求等で得られる情報と併せること等により、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、逃走又は被収容者の身柄の奪取等の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するものと認められるほか、これら異常事態の発生を未然に防止するため、特定刑事施設における点検体制及び管理体制の頻繁な変更を余儀なくされるなど、被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり、同条6号に該当するものと認められる。

(2) 被収容者の身体、着衣等、居室及び工場の検査の具体的な実施方法及び観点について

刑事施設における被収容者の身体，着衣等，居室及び工場の検査については，被収容者が逃走，暴行又は自殺等のために用いる物品や禁制品を密かに居室に持ち込んだり，製作するなどして所持すること，居室に細工を行うこと等を未然に防止することを目的とするものであり，刑事施設における規律及び秩序を維持しつつ，被収容者の収容を確保するという収容施設設置の目的そのものを全うするため行われるものである。標記部分は，その検査の具体的な実施方法及び観点に関する情報であり，これが開示された場合，検査の裏をかこうとする被収容者にとってはその隠匿所持する不正の物品等が発見されないよう対抗措置を採ることが容易になり，その結果，特定刑事施設におけるこれら検査の適正な実施等に支障を生じ，被収容者の逃走，暴行又は自殺等の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法5条4号に該当するものと認められるほか，このような事態の発生を未然に防止するため，特定刑事施設における検査体制の頻繁な変更を余儀なくされるなど，被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり，同条6号に該当するものと認められる。

(3) 逃走事案発生時の具体的な勤務要領等について

標記部分が開示された場合，被収容者の逃走時における具体的な勤務要領等が明らかになることから，逃走又は身柄の奪取等を企図する者にとっては，職員の行動等を事前に承知し，入念な計画を立てることが容易になり，その結果，逃走又は身柄の奪取その他の異常事態をじゃっ起させ，又はその発生の危険性を高めるおそれがあり，法5条4号に該当するほか，これら異常事態の発生を防止するため，特定刑事施設における勤務要領等の頻繁な変更を余儀なくされるなど，被収容者の収容を確保するという刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあり，同条6号に該当するものと認められる。

3 以上のとおり，本件決定は，妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年5月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月6日 | 審議 |
| ④ | 同月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年8月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定刑事施設職員職務執行規程の制定について」(特定刑事施設 特定年月日付け達示第20号)である。

処分庁は、その一部について、法5条4号及び6号に該当するとして、不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分が不開示情報に該当しないことを理由として原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、特定刑事施設における装備品の点検者及び警備用具等の管理者、被収容者の身体、着衣等、居室及び工場の検査を実施する際の具体的な実施方法及び観点並びに逃走事案発生時の具体的な勤務要領等の記載部分が不開示とされていると認められる。

(1) 装備品の点検者及び警備用具等の管理者について

当該部分を公にすると、装備品の点検者及び警備用具等の管理責任者に相当する刑事施設職員が誰なのかを容易に推測できることとなり、逃走その他の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、逃走その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるといえ、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 被収容者の身体、着衣等、居室及び工場の検査の具体的な実施方法及び観点について

当該部分を公にすると、身体、着衣等について、具体的にどのように検査するのか、どこに着目して検査するのかといった情報などが明らかとなり、検査の裏をかこうとする被収容者にとっては、その所持隠匿する不正物品等が発見されないよう対抗措置を採ることが容易になることから、上記(1)と同様の理由により、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 逃走事案発生時の具体的な勤務要領等について

当該部分を公にすると、被収容者の逃走事案発生時における職員の具体的な勤務要領等が判明し、逃走その他の異常事態を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になることから、上記(1)と同様の理由により、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史